

第7回推進協議会資料中間のまとめ(素案)からの主な修正点

表紙

[修正後]新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)(素案)

[修正前]新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)

- 中間のまとめ - (素案)

P 1

[修正後]第1章 計画の基本的考え方

[修正前]第1章 計画の目的及び基本理念

P 2 第1章 第1節 3. 求められるより質の高いサービス

[修正後]そうした中で、認知症*高齢者の介護、介護人材の確保・育成などが課題となっています。

今後は、高齢者の尊厳と自立を支えるケアの実現をめざし、増大する介護ニーズへの対応とともに、より質の高いサービスを提供していくことが求められています。

[修正前]その一方で、介護人材の確保・育成、認知症高齢者の介護などが課題となっています。

今後は、高齢者の尊厳と自立を支えるケアの実現をめざし、増大する介護ニーズへの対応とともに、介護人材の安定的確保などによる質の高いサービスを提供していくことが求められています。

P 14・P 15 第2章 第2節 2. 今後の要支援・要介護認定者の推計

・全面修正

P 18～P 60 第3章 施策名の修正と削除

[修正後]施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

[修正前]施策6 介護保険サービスの提供

・施策8 介護保険サービスの基盤整備を削除

・施策9から施策17の番号を繰上げ修正

P 19 第3章 第2節 重点的取組み 重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化

[修正後]また、介護保険制度におけるケアマネジメントを担う介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援にも取り組んでいきます。

[修正前]また、介護保険制度におけるケアマネジメントを担う介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援や介護人材の確保・育成への支援強化にも取り組んでいきます。

P 23 第3章 第2節 重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進

[修正後](4)保健・医療・福祉の関係機関の連携強化

各機関の役割を明確化し機能的な連携体制を築くための連絡会を開催します。

[修正前](4)保健、医療、福祉の関係機関の連携強化

各機関の役割を明確化し機能的な連携体制を築くための連絡会を開催します。

その中で、連携に有効なツールについて等、具体的な連携方法まで検討していきます。

P 2 8 第3章 第2節 重点的取組み2 在宅療養体制の整備 施策の方向

[修正後]高齢者が安心して在宅療養生活を継続できるように、医療の体制整備と在宅療養について区民の理解を深める取組みを中心として施策を展開していきます。

[修正前]今後増加が予想される在宅で療養生活を送る高齢者が安心して在宅療養生活を送るために、医療の体制整備を中心として施策を展開していきます。

P 3 4 第3章 第2節 重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化 施策の方向

[修正後]地域包括支援センターは、多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。

[修正前]地域包括支援センターは、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、高齢者の虐待の防止・権利擁護といった役割がありますが、特に多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。

P 3 4 第3章 第2節 重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化 区の取組み(1)

・追加

区は責任主体として、地域包括支援センターの体制整備、運営への適切な関与を行い、機能強化に向け支援していきます。

区直営地域包括支援センターは、様々な関係機関との連携強化、虐待を受けた高齢者の迅速な保護、各地域包括支援センター間の連携、困難ケースへの支援など、地域に設置されている地域包括支援センターの機能強化に向けて、バックアップ体制を整備します。

P 4 6 ・ P 4 7 第3章 第3節 基本目標3 現状

・施策ごとの記載を全体として記載

P 5 1 第3章 第3節 基本目標3 課題 施策7

・追加

また、災害時に備え、地域における要援護者の情報の把握・共有及び支援について、具体的に定めていく必要があります。

P 5 2 第3章 第3節 基本目標3 施策の方向 施策7

・追加

また、災害時に要援護者の生命を災害から守るための取組みを充実させていきます。

P 5 3 第3章 第3節 基本目標3 施策の方向 施策12

[修正後]高齢者が住み慣れた地域で活動を継続できるよう、ユニバーサルデザインの推進により道路・公園、公共空間や住環境の一体的・総合的なバリアフリー化をより一層促進していきます。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、バリアフリー住宅の整備や民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

[修正前]高齢者が住み慣れた地域で活動を継続できるよう、ユニバーサルデザインの推進により道路・公園、公共空間や住環境の一体的・総合的なバリアフリー化をより一層促進していきます。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、バリアフリー住宅の整備や民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

現在、ワーデンを配置しているシルバーピアにおいて、条件が整った場合は専門的な高齢者の生活指導、相談等が実施できるLSAに移行させるなど、高齢者にあった居住サービスが受けられるようにします。

P 5 6 第3章 第3節 基本目標4 課題 施策13

・追加

高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに普及啓発に取り組むことが重要です。

P 5 6 第3章 第3節 基本目標4 課題 施策14

[修正後]高齢者の介護体制の充実については、介護保険制度の整備や地域社会での支え合いのしくみづくりなどに加え、何よりも高齢者本人に一番身近な存在である家族介護者への支援策の充実が大切です。

在宅で長期に介護を続けていると介護者への負担が大きく、精神的なストレスがたまって悲観的な気持ちになり、介護疲れから高齢者の虐待に及ぶこともあるため、介護者の負担を軽減する対策を充実することが必要です。さらに、家族介護者会などの介護者同士のグループ活動への支援策を充実することも必要となります。

[修正前]居宅で長期に介護を続けていると介護者への負担が大きく、精神的なストレスがたまって悲観的な気持ちになったり、高齢者につらく当たってしまったり、介護疲れから高齢者虐待問題に発展してしまう事例もあります。このため、介護者の負担を軽減するための対策の充実等が必要です。

P 5 6 第3章 第3節 基本目標4 施策の方向 施策13

[修正後]高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、日常生活に支障をきたすことなく暮らすことができるよう権利擁護事業の効果的な活用を促進していきます。

高齢者の虐待及び消費者被害を予防するとともに、発生した事態に迅速に対応するため、関係機関、団体等が一体となった高齢者を支える総合的なネットワークを再構築します。

[修正前]高齢者が認知症になっても、また要介護状態になっても、権利利益が侵害されたり、生命や心身または生活に何らかの支障をきたしたりすることがなく、いつまでも尊厳ある暮らしを続けることができるように、権利擁護事業の効果的な活用を促進していきます。

また、保健・医療・福祉をはじめ、警察・弁護士・消費生活等、高齢者の権利擁護に関する機関、団体で構成される「高齢者虐待防止ネットワーク」を再構築し、高齢者虐待の発見から対応までの連携協力体制を充実していきます。

P 5 7 第3章 第3節 基本目標4 施策の方向 施策14

[修正後]多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。

また、介護者の健康づくりや介護技術についての知識習得等、介護者も元気に安心した生活ができる施策を推進していきます。

[修正前]「家族介護者交流会」等、介護者の介護負担軽減のための事業を引き続き実施し、さらに、より多くの区民の方がこの事業に参加できるように、参加のための支援体制を充実していきます。また、介護者の健康づくりや介護技術についての知識習得の教室等、介護者も元気に安心した在宅生活が継続できる施策を推進していきます。

介護疲れによる要介護者への虐待防止の観点からも、介護の日常から離れリフレッシュできる場の提供に今後も取り組んでいきます。

P 5 9 第3章 第3節 基本目標5 課題 施策15

・追加

また、災害時にも、見守り等の日頃の取組みが重要になります。災害時要援護者対策の促進が大きな課題となっています。

P 5 9 第3章 第3節 基本目標5 施策の方向 施策15

・追加

災害時に備え、関係部署が情報を共有し、連携することにより避難支援体制の充実を図ります。

P 7 1 ~ P 8 4 第4章 第3節 2. サービス類型ごとの利用見込み

・各サービスの表中の値を修正

P 9 1 資料編

・資料編を追加